31各介第488号-2 令和2年3月30日

各務原市内の介護保険サービス事業所 及び有料老人ホーム等の長 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

千葉県における障害者支援施設での新型コロナウイルス集団感染発生を踏まえた 社会福祉施設等での感染・まん延防止の徹底依頼について

平素より各務原市介護保険行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、千葉県の障害者支援施設(北総育成園)において、多数の職員と利用者が新型コロナウイルスに集団感染した事案が発生したところです。

つきましては、各高齢福祉サービス事業所等におかれては、現在、新型コロナウイルスの感染・まん延防止に取り組んでいただいておりますが、下記通知等に基づき、一層の感染等防止対策の徹底をお願いいたします。

また、厚生労働省通知に基づき、岐阜県において作成しました「社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染・まん延防止チェックリスト」(R2.2.27)を改めて送付させていただきます(R2.3.29版)ので、内容を再度ご確認の上、定期的に感染防止体制をチェックいただきますようお願いいたします。

記

## 1 関連通知(別添)

- (1)介護保険最新情報 Vol.768「社会福祉施設等(入所施設・居住系サービスに限る。) における感染拡大防止のための留意点について」
- (2)介護保険最新情報 Vol.769「社会福祉施設等(入所施設・居住系サービスを除く。) における感染拡大防止のための留意点について」
- (3)介護保険最新情報 Vol.777「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」
- (4) 介護保険最新情報 Vol.790「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応 について(令和2年3月19日現在)」
- (5)介護保険最新情報 Vol.793「社会福祉施設等職員に対する新型コロナウイルス集団発生防止に係る注意喚起の周知について」

## 2 特記事項

< 職員への対応について> (上記関連通知1(1)、(2)、(3)、(5)関連)

- 職員は、各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わない ことを徹底してください。
- 過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとしてください。
- なお、このような状態が解消した場合であっても引き続き当該職員の健康状態に留意ください。
- ・また、該当する職員については管理者に報告し、確実な把握を行うようにお願いします。
- ・職員は、一層の感染対策を行うことが求められており、発熱や感冒症状の確認はもとより 感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなどの対応について、当分の間留意ください。
- ・新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合は、別添の「帰国者・接触者相談センター」に速やかに相談ください。

## 3 添付資料

•「社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染・まん延防止等チェックリスト」 (R2.3.29 版)

※チェックリストの主な変更点:帰国対象地域及び新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合の対応を追加

・岐阜県の新型コロナウイルス感染症に関する帰国者・接触者相談センター窓口一覧

## 4 その他

チェックリスト内【共通項目】「発熱等症状があった場合」の①に記載の対象地域については、今後の状況にあわせて変更する可能性があります。法務省ホームページ「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について」から適宜確認いただきますようお願いいたします。

(URL) http://www.moi.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html

担当	各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係
	(担当 大丸・山村)
電話番号	058-383-2067 (直通)
FAX	058-383-6365 (市代表)
Eメール	kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp (課代表)